

## ☆障害あったって 思春期だもん 親の代わり 看護師ケア

中日新聞 北陸発 2017年7月15日

<http://www.chunichi.co.jp/hokuriku/article/news/CK2017071502100015.html>

### > 金沢市教委が小中に派遣

たんの吸引や胃ろうによる経管栄養など、医療的ケアを必要とする子どもが親の付き添いなしに学校に通えるようにと、金沢市教委は市立小中学校に看護師を派遣する取り組みを始めた。石川県内の教委で、本格的に体制を整えるのは初めて。子どもや親からは喜びの声が上がっている。

金沢市内の中学校。三年の村上紗楓（さやか）さん（14）は一限目が終わると、看護師に人工呼吸器を着けてもらった。全身の筋力が低下する病気。呼吸器を着けると体が楽になるため、日中は二～三時間だけ装着する。教室のベッドで授業を受け、積極的に発言もする。

六月上旬に看護師派遣が始まるまでは、母親の悦子さん（47）が毎日付き添っていた。だが紗楓さんにとって、いつも親がそばにいるのは嫌で仕方がなかった。「友達と秘密の話やふざけた話もできないし、先生も気を使う。母も大変だったと思う。（看護師派遣は）本当にうれしい」と声を弾ませた。

市教委は本年度の当初予算で学校看護師の派遣費として九百万円を計上。現在は医療的ケアが必要な四人の児童生徒に対し計七人の看護師を採用し、ケアの内容に応じてそれぞれの学校に派遣している。

看護師の派遣は、障害のある子の親でつくる「金沢つながりの会」が要望してきた。紗楓さんと同じ病気で呼吸器が必要な長女（中一）と次女（小四）がいる母親（38）もその一人。三女（1つ）の出産前後は付き添いできず、登校できない日々が続いた。一人が風邪で学校を休めば、もう一人も休まざるを得なかった。

母親は看護師派遣を「ようやくかない、よかった」と喜び「障害があっても学校に行くのを当たり前でできる世の中になってほしい」と望む。市教委学校指導課の担当者は「（障害のある子もない子どもにも学ぶ）インクルーシブ教育に向けた大きな流れの一環。ケースに応じてしっかりと取り組んでいく」と話している。

### 増えるニーズ 取り組み途上

医療技術の進歩を背景に医療的ケアが必要な子どもが増加し、地域の小中学校への通学を希望する児童生徒は今後増えるとみられる。だが親の付き添いを求められるケースは多く、看護師派遣の取り組みも自治体によってばらつきがある。

文部科学省の二〇一六年度の調査では、全国六十七の都道府県と政令指定都市のうち、二十の県市で小中学校に在籍する医療的ケアが必要な子どもへの看護師配置がゼロだった。五人の対象児がいる富山県もその一つ。親が付き添っているかなどの状況について、県教委は「把握していない」とする。

石川県内では野々市市（対象児一人）と白山市（同三人）も取り組む。ただ野々市市では保護者が毎日の派遣を望むのに対し、週一日にとどまる。白山市は福祉部局で介護者支援事業として取り組むが、市議会からは「教育保障の観点で、教委が所管するべきだ」との指摘が上がっている。金沢大の河合隆平准教授（障害児教育学）は「看護師派遣は特別支援学校も含めて大事な課題になっているが、財源や看護師確保の問題でニーズに追いついていない」と指摘する。

### 医療的ケアが必要な子ども

たんの吸引や経管栄養、人工呼吸器の装着などの医療行為を日常的に必要とする子ども。国の推計で全国に約1万7000人おり、10年前の1・8倍。

特別支援学校や小中学校に在籍するケア児の数も増加している。

…などと伝えています。



☆報道記事関連で……

▽金沢市 第3回教育委員会臨時会議（持ち回り会議） 報告 平成29年4月21日（金）

[http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/3/10781/1/2017\\_3rinjihoukoku.pdf](http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/3/10781/1/2017_3rinjihoukoku.pdf)

> \*案件

臨時報告第1号 金沢市立学校における医療的ケア実施のための看護師派遣について（学校指導課）

▽金沢市立学校における医療的ケア実施のための看護師派遣について

平成29年4月21日提出 金沢市教育委員会 教育長 野口 弘

[http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/3/10781/1/2017\\_3rinjigian.pdf](http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/3/10781/1/2017_3rinjigian.pdf)

▽障害を理由とする差別の解消の推進に関する金沢市職員対応要領 福祉局 障害福祉課

[http://www4.city.kanazawa.lg.jp/23016/syougai/index\\_2\\_7.html](http://www4.city.kanazawa.lg.jp/23016/syougai/index_2_7.html)

障害者差別解消法において、地方公共団体等は、職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとされており、本市では、以下のとおり定めました。

- [金沢市職員対応要領](#)

\*障害を理由とする差別の解消の推進に関する金沢市職員対応要領より

> P11 別添 障害特性に応じた対応について

障害のある人と接する際には、それぞれの障害特性に応じた対応が求められます。以下に、代表的な障害特性と対応時に配慮すべき事項について簡単にまとめています。

このほか、障害のある児童については、成人とは異なる支援の必要性があります。子どもは成長、発達の途上にあり、乳幼児期の段階から、個々の子どもの発達の段階に応じて一人ひとりの個性と能力に応じた丁寧な配慮された支援を行う発達支援が必要です。また、子どもを養育する家族を含めた丁寧かつ早い段階からの家族支援が必要です。特に、保護者が子どもの障害を知った時の気持ちを出発点とし、障害を理解する態度を持つようになるまでの過程においては、関係者の十分な配慮と支援が必要です。

また、医療的ケアを要する障害のある児童については、配慮を要する程度に個人差があることに留意し、医療機関等と連携を図りながら、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、適切な支援を行うことが必要です。

…など掲載されています。

▽金沢市障害者施策推進協議会 福祉局 障害福祉課

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/23016/kaigi/>